

## 渡航費等助成必要書類

### ☆特定不妊治療

往復 13,000 円（片道 6,500 円）を上限

各年度、夫婦で 8 往復まで申請可（※ただし、女性は上限 6 回まで）

宿泊費は、1 泊 8,000 円を上限に 2 泊まで

#### ①治療の為に渡航した際の航空券の写し

☆搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類

☆搭乗券のみの場合は領収書も添付

#### ②宿泊施設の領収書

☆複数泊している場合には、1 泊の金額がわかるもの

☆受診日の予約時間等がわかるもの

☆受診が終わった時間が分かるもの（時間が記載されている領収書・明細書など）

時間の記入がない場合は会計時に、予約時間・終了時間を記入してもらい、事務受付者のサイン等を記入

#### ② 医療機関の領収書・明細書

#### ③ 航空運賃助成申請書（様式第 1 号）・助成金請求書（様式第 2 号）

#### ④ 特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し（県発行）

※宮古保健所で申請（TEL 0980-72-8447）

4 月以降から治療を開始する方は、申請書内の意見書が必要

☆治療を終えた日から起算して 6 ヶ月以内に申請すること

#### ⑤ ご夫婦分の本人確認書類（免許証又は保険証の写し）

#### ⑥ 振込通帳の写し

#### ⑦ 印鑑（認め印可）

☆申請書及び請求書とも同じ印鑑を使用すること。

【お問合せ】

宮古島市健康増進課 73-1978

## 航空運賃助成必要書類

### ☆特定不妊治療

往復 13,000 円（片道 6,500 円）を上限

各年度、夫婦で 8 往復まで申請可（※ただし、女性は上限 6 回まで）

宿泊費は、1 泊 8,000 円を上限に 2 泊まで

#### ①治療の為に渡航した際の航空券の写し

☆搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類

☆搭乗券のみの場合は領収書も添付

#### ②宿泊施設の領収書

☆複数泊している場合には、1 泊の金額がわかるもの

☆受診日の予約時間等がわかるもの

☆受診が終わった時間が分かるもの（時間が記載されている領収書・明細書など）

時間の記入がない場合は会計時に、予約時間・終了時間を記入してもらい、事務受付者のサイン等を記入

#### ② 医療機関の領収書・明細書

#### ③ 航空運賃助成申請書（様式第 1 号）・助成金請求書（様式第 2 号）

#### ④ 特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し（県発行）

※宮古保健所で申請（TEL 0980-72-8447）

4 月以降から治療を開始する方は、申請書内の意見書が必要

☆治療を終えた日から起算して 6 ヶ月以内に申請すること

#### ⑤ ご夫婦分の本人確認書類（免許証又は保険証の写し）

#### ⑥ 振込通帳の写し

#### ⑦ 印鑑（認め印可）

☆申請書及び請求書とも同じ印鑑を使用すること。

【お問合せ】

宮古島市健康増進課 73-1978